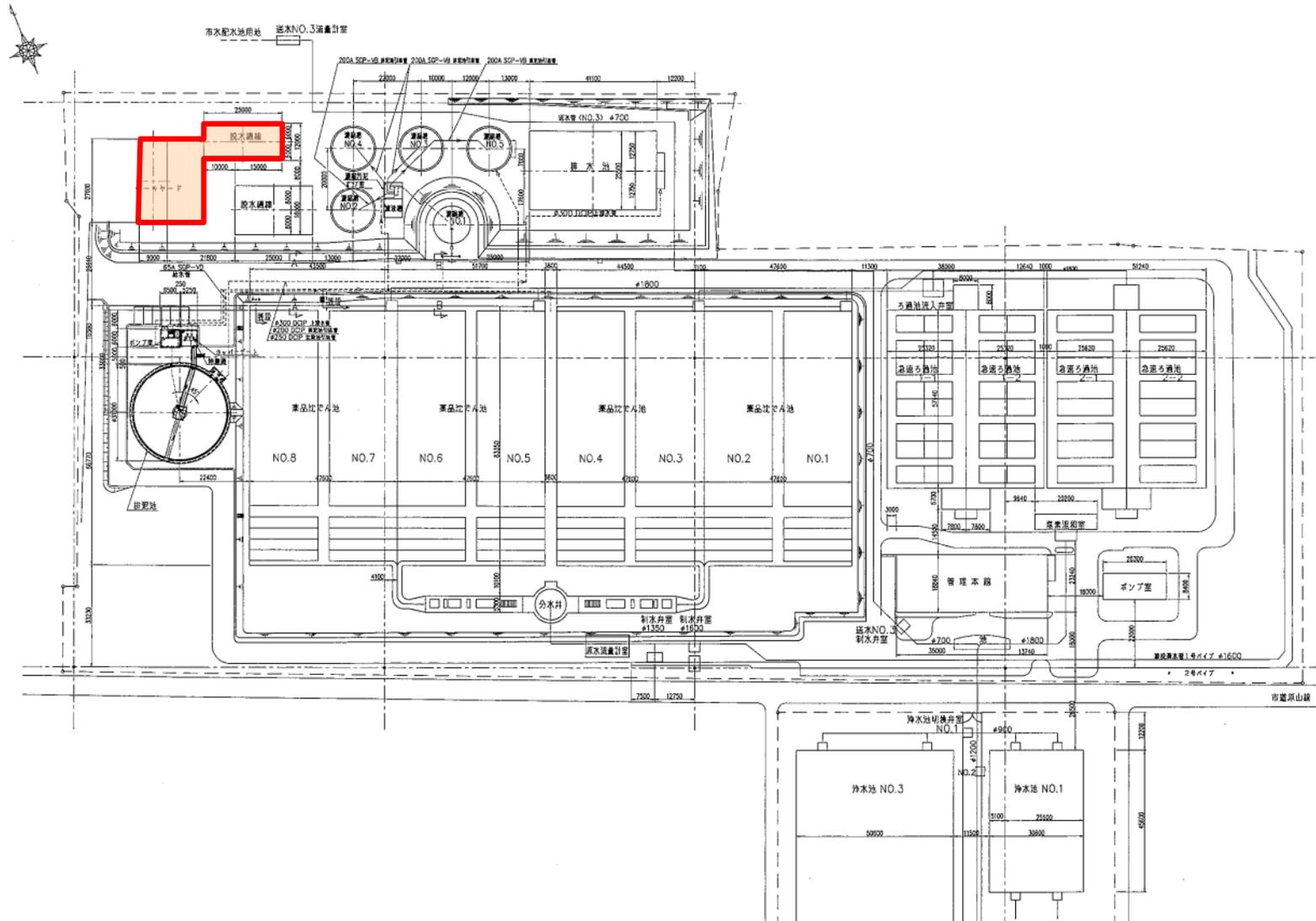


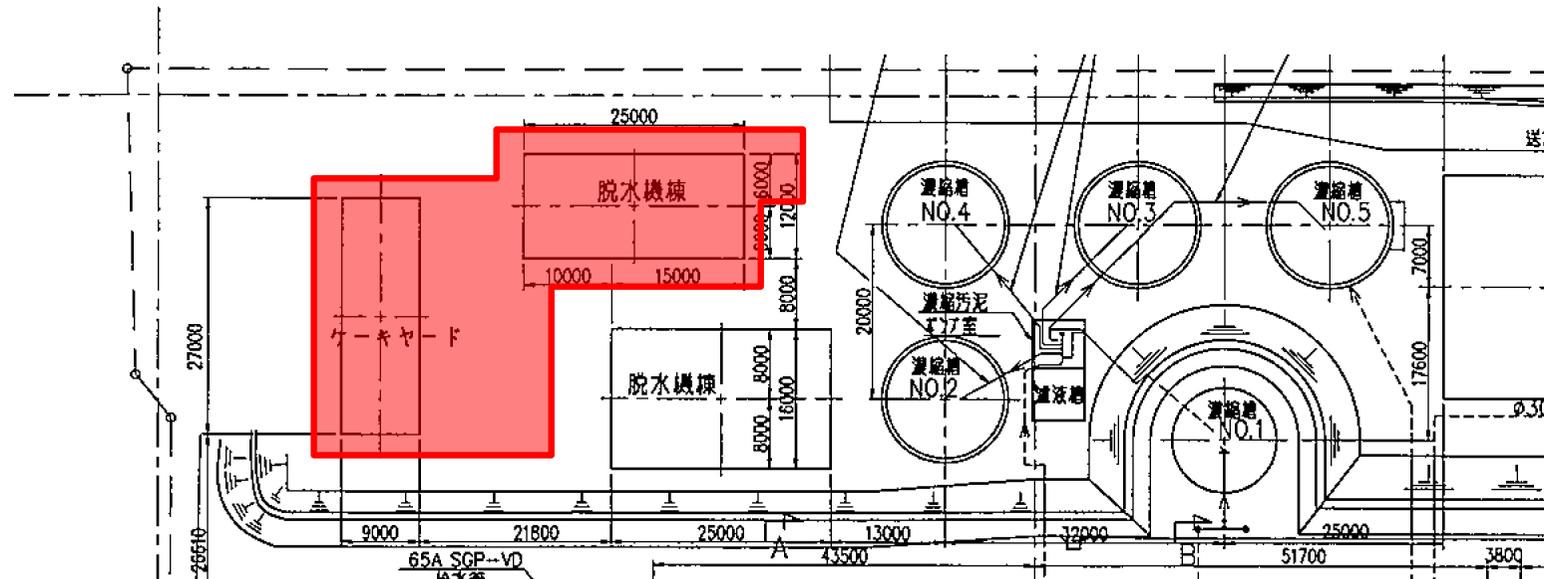
別紙 10 対象浄水場の平面図

豊田浄水場 平面図



PFI 事業者管理対象範囲

豊田浄水場 PFI 事業者管理対象範囲詳細図



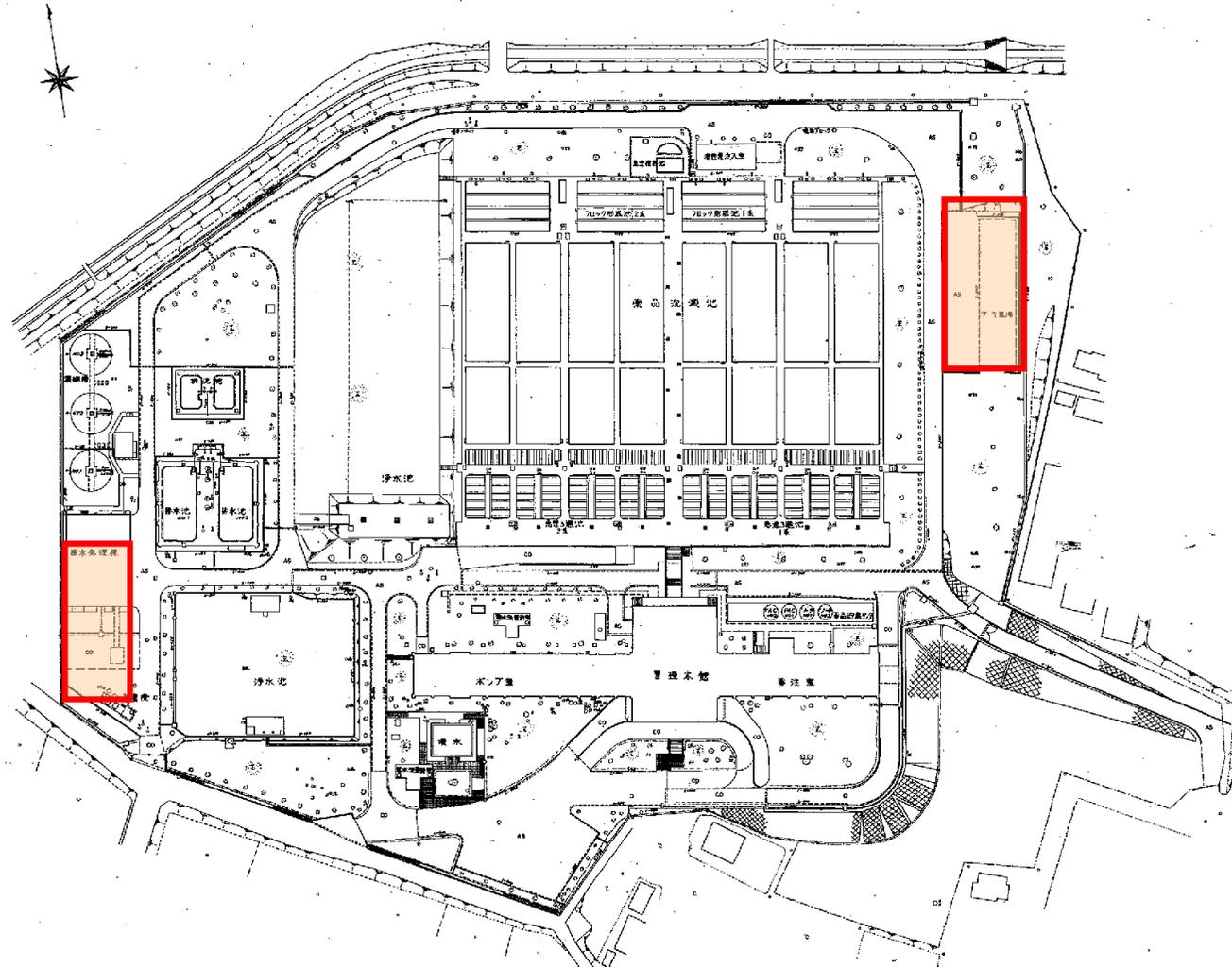
PFI 事業者管理対象範囲は、次のとおり設定する。詳細は、県企業庁と事業者が協議のうえ決定する。

脱水機棟、ケーキヤード、事業対象機器等の周辺 3m 程度とする。

道路が隣接する場合は、道路縁石までとする。

側溝が隣接する場合は、側溝までとする。

事業範囲外の施設と隣接する場合は、事業対象施設・設備との中間点とする。



 PFI 事業者管理対象範囲

幸田浄水場 PFI 事業者管理対象範囲詳細図

PFI 事業者管理対象範囲は、次のとおり設定する。

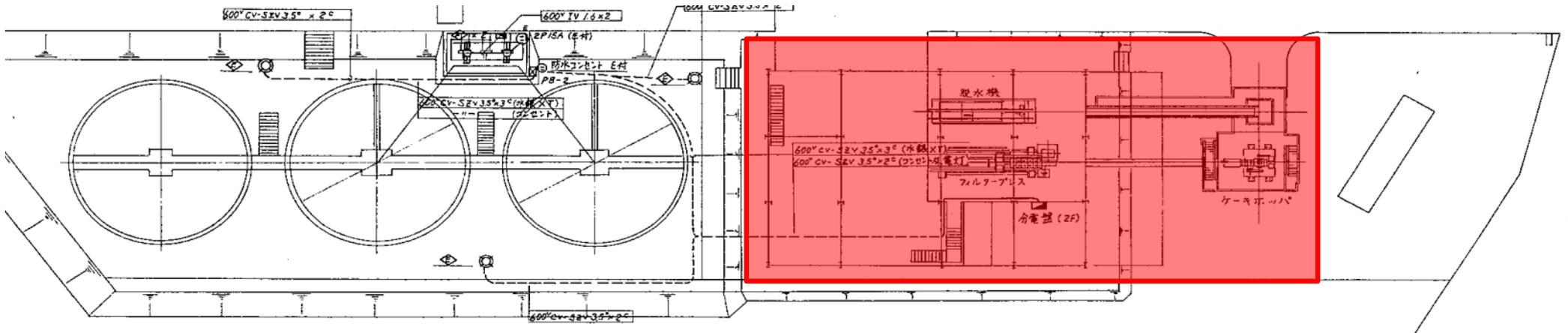
詳細は、県企業庁と事業者が協議のうえ決定する。

脱水機棟、ケーキヤード、事業対象機器等の周辺 3m程度とする。

道路が隣接する場合は、道路縁石までとする。

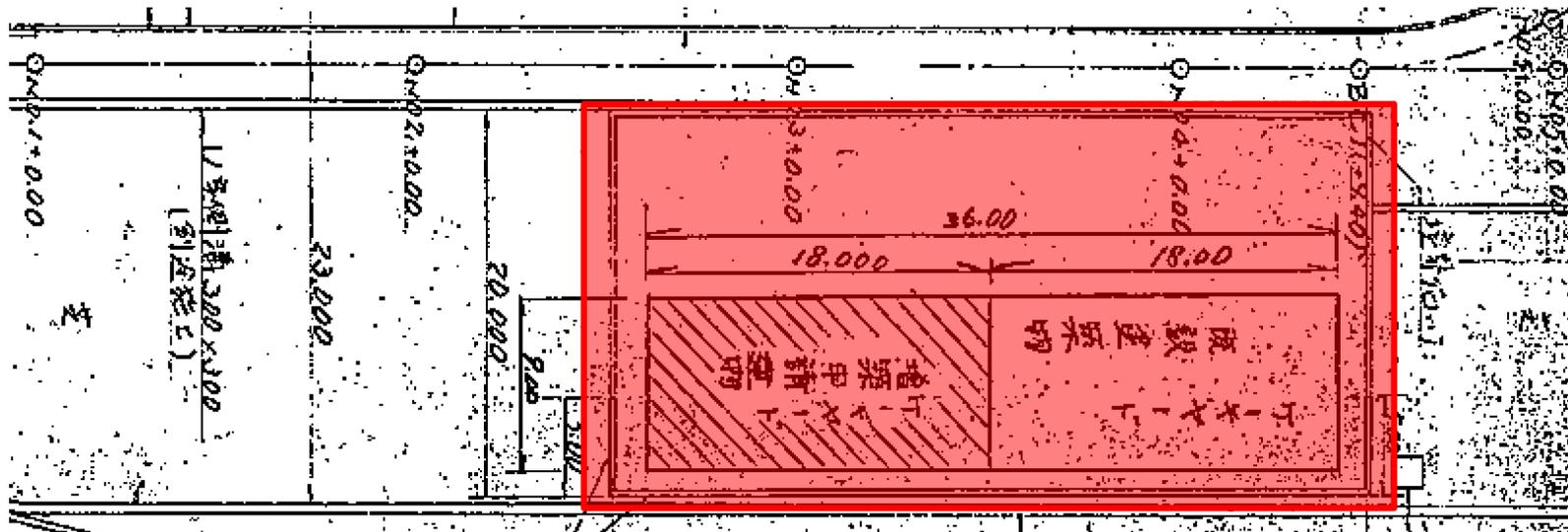
側溝が隣接する場合は、側溝までとする。

事業範囲外の施設と隣接する場合は、事業対象施設・設備との中間点とする。



幸田浄水場 PFI 事業者管理対象範囲詳細図

(ケーキヤード周り)



PFI 事業者管理対象範囲は、次のとおり設定する。

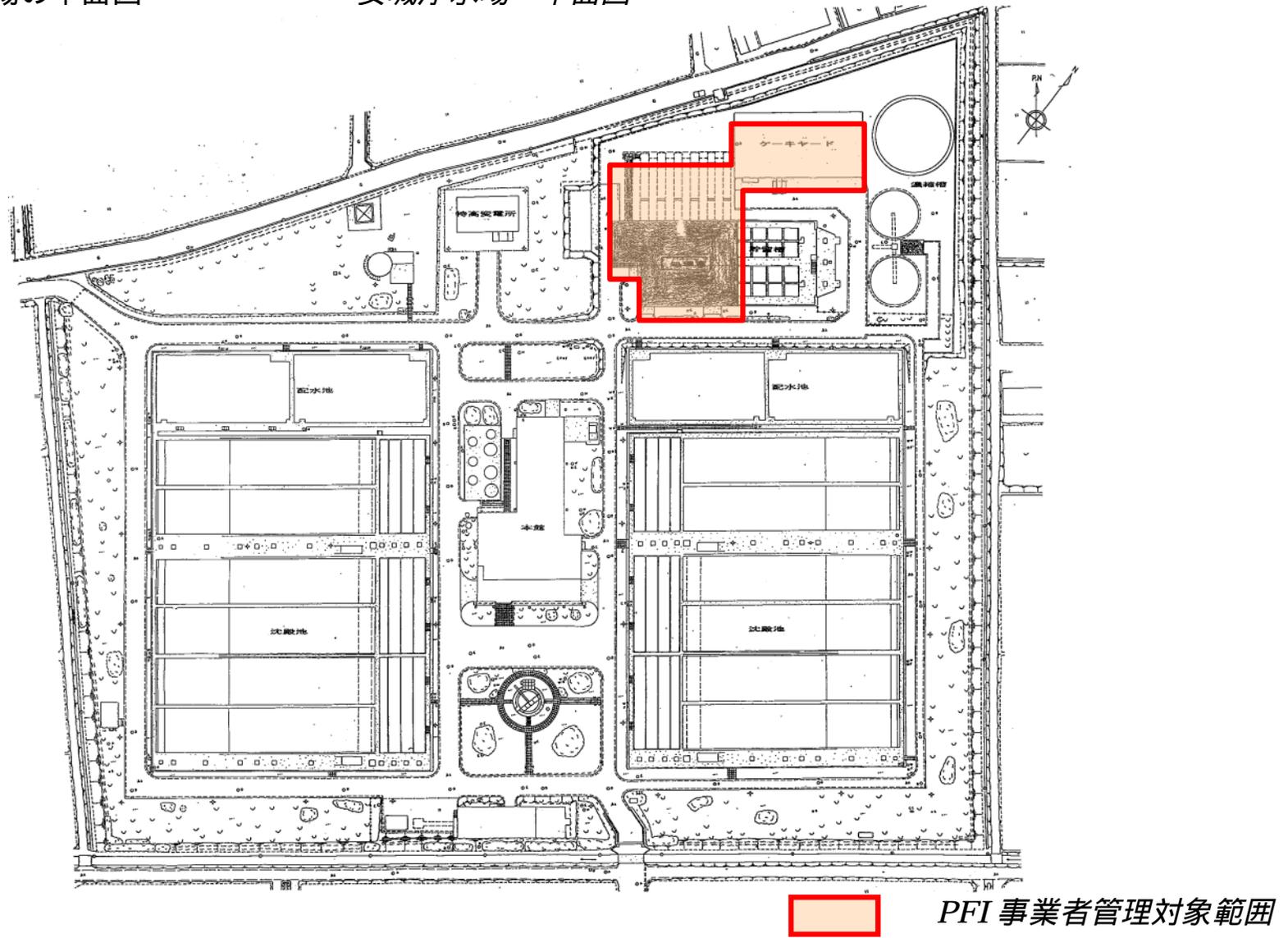
詳細は、県企業庁と事業者が協議のうえ決定する。

脱水機棟、ケーキヤード、事業対象機器等の周辺 3m 程度とする。

道路が隣接する場合は、道路縁石までとする。

側溝が隣接する場合は、側溝までとする。

事業範囲外の施設と隣接する場合は、事業対象施設・設備との中間点とする。



安城浄水場 PFI 事業者管理対象範囲詳細図

